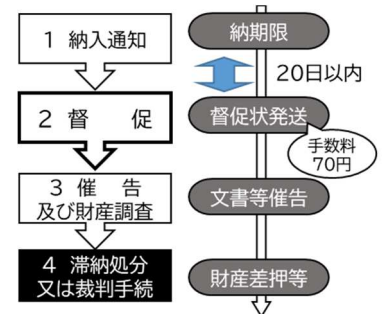


市税条例等に係る督促手数料の廃止について

1 督促手数料について

① 督促手数料とは

- 地方税法等では、納税者等が納期限までに市税等を完納しない場合、納期限後 20 日以内に、督促状を発しなければならないと規定。
- また、「督促状」を発した場合、条例で定めることにより、手数料を徴収することができる規定。
- 青森市市税条例等において、督促手数料(70 円)を徴収しなければならない旨を規定。



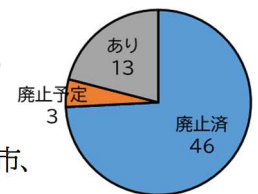
② 督促手数料を徴収している歳入

- 次の公債権で督促手数料を徴収
市 税…市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、鉱産税、入湯税、国民健康保険税
市税外…児童保育負担金、放課後児童会負担金、後期高齢者医療保険料、介護保険料、道路占用料、土地改良事業負担金等

- 督促手数料の決算額(R5 歳入)…6,535 千円

③ 経過及び他都市の状況

- 昭和 38 年に地方税法が改正され、督促手数料は「徴収しなければならない」規定から「徴収できる」規定へ改正。
- 中核市では、既に49 市/62 市(79%)が廃止(予定含む)しており、近年、廃止する都市が増加傾向にある。
- 東北県庁所在市では仙台市、秋田市、山形市、福島市が、県内の市では八戸市、弘前市、三沢市が廃止済。



中核市の督促手数料の状況

2 税公金収納の環境変化について

① 令和 4 年度以前

- 納期限を過ぎてから当初納付書を使用して納付する場合、指定金融機関等の窓口職員が、督促手数料の有無を確認し、当該手数料の金額(70 円)を加筆して収納。



督促手数料収納のイメージ

- 金融機関の窓口で、本税と督促手数料を同時に納付することが可能。

② 令和 5 年 4 月以降 地方税統一QRコード付き納付書の導入

- 税公金納付のデジタル化に向け、地方統一 QR コードを活用した地方税の納付がスタート。
- QR コード付き納付書(固定資産税、軽自動車税等)は、印字されたQRコード情報の金額のみが収納されるため、督促手数料を加筆して収納することができない。

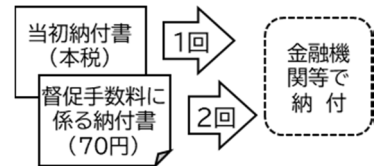
- そのため、金融機関窓口やキャッシュレス決済で、本税と督促手数料を同時に納付できないケースが発生。

- そこで、本税と同時に納付できなかった督促手数料(70 円)のみの納付書を、後日発行して対応。



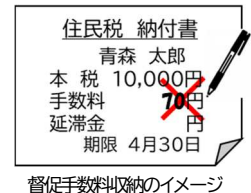
地方税統一QRコードのイメージ

- ・ 納税者には、督促手数料のみを納付するために、金融機関へ再度出向く手間が生ずる。
- ・ 市としても、督促手数料のみを徴収するための経費や人的負担が新たに発生。



③ 令和 7 年 4 月以降 指定金融機関での窓口収納の取り扱い変更

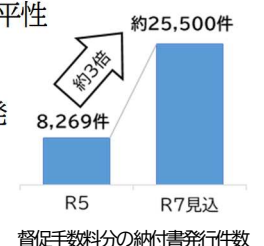
- 指定金融機関では、QRコードが付されていない一般の当初納付書(国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者保険料等)についても、督促手数料の判断(窓口での金額の加筆)を廃止。
- すべての当初納付書で、本税と督促手数料を同時に納付できなくなる予定。



3 課題及び対応策について

① 課 題

- 本税と督促手数料とを同時に収納しないことに対して苦情が寄せられ、その対応に時間を要するほか、督促手数料のみの納付書を送付してもその多くが未納となっているため、利便性や公平性を踏まえ、納税者の理解が得られやすい制度とすることが必要。
- 令和 7 年 4 月以降、金融機関の取り扱い 変更に伴い、督促手数料のみの納付書の発行件数が約 3 倍(令和 5 年度比)に増加する見込みとなっているため、コストや人的負担を踏まえた業務効率化が必要。



② 収入・費用のケーススタディ(R7 年度)

- 郵便料金の値上がり等を考慮し、督促手数料を増額改定した場合の収入・費用への影響を検討。
- 3 ケース(①手数料改定なし、②手数料増額改定(@70→110 円)、③手数料廃止)で試算。

(詳細は次ページ資料)

年度	ケース		手数料収入	費 用	収入－費用	備考
R5	現 状		6,535 千円	18,319 千円	▲ 11,784 千円	
R7	ケース①	改定なし(現状継続)	6,535 千円	32,911 千円	▲ 26,376 千円	
	ケース②	増額改定(@110 円)	10,269 千円	32,911 千円	▲ 22,642 千円	
	ケース③	手数料廃止	0 千円	16,142 千円	▲ 16,142 千円	

- 督促手数料のみを徴収するための発送費や収納手数料など、督促手数料に反映できない費用が増加するため、当該手数料を増額改定するケース②よりも、廃止するケース③の方が負担が少ない。

③ 対応策

- 税公金収納の環境変化に対応し、納税の利便性・公平性や徴収業務の効率化等を図るため、督促手数料を廃止する。(なお、法律に基づき、督促状の発送は引き続き行う。)
- 督促手数料の徴収業務に要していた事務や経費負担等を、滞納を未然に防ぐための口座振替の納付勧奨業務や、収入未済額の縮減のための滞納者への接触などに振り向けることとしたい。